第五条第一項第三号イの表第十四号中「前条第一項第一号の表第二十二号」を「前条第一項第一号の表第二十一号」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十五号から同表第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同表第二十一号中「地域再生」を「地域力の創造・地方の再生」に改め、同号四を削り、同号を同表第二十号とし、同表第二十二号中「前条第一項第一号の表第三十一号」を「前条第一項第一号の表第三十号」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第二十三号中「一五、八一〇円」を「一六、六二〇円」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表第二十四号二を同号三とし、同号一の算式を次のように改める。

$$A \times B \times \left(1 - \frac{0.018}{C}\right) \times 0.5 \times D$$

第五条第一項第三号イの表第二十四号一の算式の符号中「（繰上償還に係るものを除く。以下同じ。）」を削り、同号一の表を次のように改める。

区分	率
財政力指数が〇・八以上	〇・二
財政力指数が〇・六以上〇・八未満	〇・四
財政力指数が〇・五以上〇・六未満	〇・六
財政力指数が〇・五未満	〇・八

区分	率
実質公債費比率が十八・〇パーセント以上二十五・〇パーセント未満	〇・二
財政力指数が〇・六以上〇・八未満	〇・四
財政力指数が〇・五以上〇・六未満	〇・六
財政力指数が〇・五未満	〇・八

第五条第一項第三号イの表第二十四号一を同号二とし、同号一として次の一号を加える。

一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセントポイント以上引き下げた市町村については、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$$A \times B \times \left(1 - \frac{0.018}{C}\right) \times D$$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金（繰上償還に係るものを除く。以下同じ。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額の比率

D　次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に定める率

区分	率
実質公債費比率が二十五・〇パーセント以上	〇・五
財政力指数が〇・八以上	〇・七
財政力指数が〇・六以上〇・八未満	〇・九
財政力指数が〇・五以上〇・六未満	一・〇
財政力指数が〇・五未満	一・二

第五条第一項第三号イの表第二十四号を同表第二十三号とし、同表第二十五号中「前条第一項第一号の表第三十二号」を「前条第一項第一号の表第三十一号」に改め、同号を同表第二十四号とし、同表第二十六号中「耐震改修等事業」を「耐震改修事業及びアスベスト改修事業」に、「前条第一項第一号の表第三十四号」を「前条第一項第一号の表第三十三号」に改め、同号を同表第二十五号とし、同表第二十七号中「前条第一項第一号の表第三十五号」を「前条第一項第一号の表第三十四号」に改め、同号を同表第二十六号とし、同表第二十八号を同表第二十七号とし、同表に次の八号を加える。

二十八　救急・産科医療を担う医師の手当への財政支援に要する経費があること。　前条第一項第一号の表第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十九　認定こども園の運営又は助成に要する経費があること。　前条第一項第一号の表第三十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。　前条第一項第一号の表第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十一　地域間連携・低炭素社会への転換に要する経費があること。　前条第一項第一号の表第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十二　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。　定住自立圏に係る事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

三十三　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費があること。　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・五六を超える市町村にあつては〇・五を、財政力指数が〇・五六以下の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。

三十四　消防団員の報酬に要する経費があること。　当該市町村の非常勤消防団員の条例定員の数が、総務大臣が定める算定方法によつて算定した数を超える市町村について、当該市町村が非常勤消防団員に対して支払う報酬額として総務大臣が調査した額から当該年度の普通交付税の算定において非常勤消防団員の団員報酬として基準財政需要額に算入された消防費の額を控除して得た額に〇・五を乗じて得た額（当該額が一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超える場合には、一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

三十五　指定暴力団対策に要する経費があること。　前条第一項第一号の表第四十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。